

令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクト推進体制支援業務委託に係る企画提案要領

1 業務の名称

令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクト推進体制支援業務委託

2 業務の趣旨・目的

活力ある健康長寿社会実現に向けて、群馬県の優先すべき健康課題である「脳血管疾患」「高血圧」等を重大な社会課題ととらえ、個人の努力によらず社会全体で取組を進めることが重要である。

そこで、栄養課題の重点テーマを「おいしい減塩」「バランスのいい食事」とし、産学官等の連携・協働により、健康の関心度に関わらず、誰もが自然に健康になれるよう食環境づくりに取り組むことにより健康寿命の延伸を図る。

3 業務の内容

別添「令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクト推進体制支援業務委託仕様書」のとおり

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 委託料限度額

8,800千円（消費税及び地方消費税額を含む）

なお、この金額は、契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税額を含む）であり、予定価格はこの範囲内で別途算定します。

※応募に係る経費は含みませんので、提案者の負担となります。

※優先交渉権者として採用された事業者は、その提案に基づいて業務内容を調整した後、再度見積書を提出してください。

6 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

7 公募参加資格

次の要件を全て満たすものとします。

- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと。
- ・国税及び地方税を滞納している者でないこと。

- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ・日本国内に事業所を置く事業者であること。
- ・過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していることを証明できること。
- ・委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。

8 スケジュール

内容	期日	備考
募集開始	令和8年3月6日(金)	
オンライン説明会	令和8年3月13日(金)	
質問受付期間	令和8年3月13日(金)～3月18日(水)17時必着	
参加申込期限	令和8年3月18日(水)17時必着	
企画提案書提出期限	令和8年3月27日(金)17時必着	
第一次審査(書類審査)	令和8年3月30日(月)	
第二次審査 (プレゼンテーション)	令和8年4月9日(木)以降	
結果通知	令和8年4月中旬(予定)	

9 参加申込

次のとおり、本公募への参加を希望する事業者は申込をしてください。参加申込書の提出がない場合は、本公募に参加できません。

(1) 申込期限 令和8年3月18日(水)17時必着

(2) 申込方法 下記17のメールアドレスあて、電子メールにより参加申込書(様式1)を提出してください。電子メール送信後、下記17の電話番号あて到達確認の電話をしてください。

※メールの件名は「【参加申込】令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクト推進体制支援業務委託/事業者名」としてください。

10 質問受付

次のとおり、企画提案を予定している事業者から質問を受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年3月13日(金)説明会終了後～3月18日(水)17時必着

(2) 提出方法 下記17のメールアドレスあて、電子メールにより質問票(様式2)を提出してください。電子メール送信後、下記17の電話番号あて到達確認の電話をしてください。

※メールの件名は「【質問】令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクト推進体制支援業務委託/事業者名」としてください。

(3) 回 答 質問に対する回答は、令和8年3月24日(火)までに、参加申込者全員に対し、メールで回答する予定です。質問事業者名は公開しません。

11 オンライン説明会

次のとおり説明会を開催しますので、応募を予定している場合には参加してください。

なお、参加される場合には、事前申込が必要です。

- (1) 日 時 令和8年3月13日(金) 10時～
- (2) 開催方法 オンライン (Microsoft Teams を予定)
- (3) 参加申込 3月12日(木) 12時までに事業者名、参加者職氏名、電話、メールアドレスを下記17の連絡先までメールによりお送りください。招待メールを当日までにお送りします。

なお、電子メール送信後、下記17の電話番号あて到達確認の電話を入れてください。

※メールの件名は「【説明会申込】令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクト推進体制支援業務委託/事業者名」としてください。

12 企画提案書の提出

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

※(＊)印の付いた書類は、群馬県の「令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿」登載事業者は提出不要。

(1) 提出書類

- ・企画提案書表紙(様式3)
- ・企画提案書本書(任意様式)
- ・費用見積書(任意様式)

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。

- ・業務実施体制表(様式4)
- ・会社概要(パンフレット、HP等)
- ・法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。コピー可) (＊)
- ・決算書(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分)) (＊)
- ・暴力団排除に関する誓約書(様式5) (＊)
- ・課税(免税)事業者届出書(様式6)
- ・その他、参考となる資料(適宜)
- ・その他、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 企画提案書本書(任意様式)の記載事項

以下の項目は、必須で記載すること。

ア 実施体制等

- ①今回の業務に関する基本的な考え方
- ②業務実施体制
- ③想定されるスケジュール

イ 実施方法等

「令和8年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクト推進体制支援業務委託仕様書」に基づき、具体的な実施方法等を記載すること。

- ①推進体制の整備
- ②参画事業者の支援
- ③プラットフォーム設立キックオフイベントの開催
- ④その他

ウ 主な実績

- ①事業者への支援に係る実績
- ②他自治体等と連携（委託業務の受託）した実績

(3) 提出方法

電子ファイル（PDF 形式）を下記 17 の連絡先までメールにより提出してください。

なお、電子メール送信後、下記 17 の電話番号あて到達確認の電話を入れてください。

※メールの件名は「【企画提案書】令和 8 年度ぐんま元気な食環境づくりプロジェクト推進体制支援業務委託／事業者名」としてください。

※1 通につき 7MB まで受信可能です。容量が大きい場合には分割して送付してください。

また、ZIP ファイルは受信できません。

(4) 提出期限

令和 8 年 3 月 27 日（金）17 時必着

(5) 提出先

「17 問合せ先」のとおり

(6) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、返却しません。
- ・提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合があります。

(7) その他注意事項

- ・提出期限後の事業者の都合による書類の追加提出、再提出及び差替えは、一切認めません。
- ・事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。
- また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに御連絡をいただくとともに、その旨書面（任意様式）にて提出をお願いします。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とします。

13 審査

提出された書類に基づき一次審査を行います。その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる第二次審査を行い、最も優れた企画提案を提出した者を優先交渉者に決定します。

(1) 第一次審査（書類審査）

ア 日程 令和 8 年 3 月 30 日（月）

イ 内容 提出された書類の書面審査

※審査結果は企画提案参加者全員にメールにて通知します。

(令和8年3月31日(火)予定)

(2) 第二次審査(プレゼンテーション)

ア 日程 令和8年4月9日(木)以降

※第二次審査の日時等詳細は、第一次審査通過者へ連絡します。

審査結果は、審査を受けた事業者全てにメールにて通知します。

なお、電話でのお問合せには応じられません。

(3) 審査基準

提出された書類に基づき第一次審査を行います。その後、第一次審査通過者を対象に、企画提案に関するプレゼンテーション・ヒアリングによる第二次審査を行い、最も評価の高い企画提案を行った事業者を優先交渉者として選定します。

ア 第一次審査

①事業実施体制

②事業実績

イ 第二次審査

①事業目的の理解度(事業の趣旨及び仕様書内容の理解等)

②企画力・専門性(企画力、オリジナリティ、実現性、ノウハウ、知見等)

③効果性(費用対効果、波及効果等)

④実施体制(業務遂行力、事業実績、財務状況、業務スケジュール等)

⑤費用の妥当性(積算内容・金額)

⑥総合評価(全体的な整合性)

(4) 審査結果

令和8年4月中旬を目途に、企画提案参加者全員にメールにて通知します。

また、優先交渉者は県ホームページで公表予定です。

14 契約

(1) 前記13において決定された者を業務の委託契約優先交渉者とします。

(2) 提案内容は優先交渉者を選定するためのものであり、提案内容がそのまま契約内容となるわけではなく、具体的な契約内容及び契約金額は、県との交渉の上、決定します。

(3) 優先交渉者との交渉が不調となった場合、次点の者と交渉する場合があります。

15 企画提案要領記載外の事項

本企画提案要領に定めのない事項又は本企画提案要領に記載の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、県が定めるものとします。

16 留意事項

(1) 本公募に係る一切の費用は、申請者の負担とします。

(2) 契約締結後、県から修正意見があった場合には、事業者による修正の完了をもって成果物の納品とします。なお、この修正に係る費用は、事業者にご負担いただきます。

(3) 本業務で収集した個人情報を含むデータは県が保有するものとします。

(4) 受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、

契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

- (5) 受託者は本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律、群馬県個人情報保護条例等関係法令を遵守しなければなりません。
- (6) 本業務は、国の交付金を活用して行う事業であり、国予算が成立しなかった場合、国が本業務に係る交付金の交付決定をしなかった場合、又は令和8年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件プロポーザルについて停止等を行うことがあります。これにより、事業者において損害が生じた場合、県ではその損害について、一切負担しません。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。
- (8) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。
- (9) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合においても、受託者の損害を補償することはありません。

17 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県健康福祉部 健康長寿社会づくり推進課 健康増進係

電話番号：027-226-2602

メールアドレス：shokuiku（アットマーク）pref.gunma.lg.jp

※（アットマーク）は@に置き換えてください。